

令和7年2月定例教育委員会 会議録

2月定例教育委員会を令和7年2月17日（月）午前10時 市役所301会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 渡邊智治 委員 小倉志保 委員 堀 美鈴
委員 木澤和子 委員 野副紫をん 委員 吉野孝博

事務局 中村教育部長

【学校教育課】 西村課長 鈴木主幹 山田統括主査
黒木指導主事 酒井指導主事

【文化推進課】 大黒課長

【スポーツ交流課】 坂野課長

【歴史まちづくり課】 加藤課長

記録者 学校教育課 山田

傍聴者 0名

◆次第

- 1 開会
- 2 教育長報告
(前回会議録の承認)
- 3 付議事件の審議
第44号議案 令和7年度定期人事異動内申について
- 4 通信及び請願
- 5 協議・連絡
 - (1) 後援名義使用承認に関する報告
 - (2) 3月・4月行事予定表について
 - (3) 令和6年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
 - (4) 令和7年度年間計画について
 - (5) 「犬山の教育施策2025 学びの学校づくり」について
 - (6) 議会の議決を経るべき事件について
 - (7) 市民文化会館・南部公民館改修工事による休館のお知らせ
 - (8) いじめ防止に向けて
- 6 自由討議
- 7 その他
- 8 閉会

◆議事内容

開 会	
教 育 長:	ただ今より2月定例教育委員会を開催します。

教 育 長:	教育長報告 皆さんおはようございます。2月の定例教にご出席いただきましてありがとうございます。 今月の3日が立春ということで暦の上では春を迎えたわけですが、その途端に大きなしかも長い期間に亘って寒波がやってきました。今年に入って2度の積雪がありましたが、岐阜県の北部や北陸、東北地方の豪雪地域では例年以上の雪が降り積もって、1日に2度も3度も雪かきをしなければならないといった大変な日々が続いていたようです。高齢で1人暮らしをしていらっしゃるご家庭では、屋根から落ちる雪の塊に押しつぶされて命を落とされる方が何人もいて、その度に心が痛みます。夏は暑い、冬は寒いのが当たり前だと分かっているものの、ここ数年の夏の暑さや冬の寒さは何とか勘弁して欲しい、そんな思いがしています。 教職員の人事異動についてですが、これまで2度の教育長面談、校長面接、そして校長と教育長の面談を終えまして、ほぼ内申案が固まりました。2月14日の事務協幹事会において大口町の事務局から内申案が示されましたので、本日の会議はこの内申案についてご協議いただき、承認をいただくのが最も重要な課題です。ご承認をいただいた後は、事務協事務局に報告させていただき、大口町でそれを受けて県教委に報告するという提案になっていますので、どうぞよろしくお願いいたします。内示日は3月14日。直接校長から本人に内示を行っていただき、新聞発表は3月30日の朝刊と聞いています。 話は変わりますが、いよいよ再来週3月7日は中学校の卒業式が、その2週間ほど後の3月19日は小学校の卒業式が予定されています。全ての子どもたちが笑顔で卒業し新しいステージに向かうことができるように、犬山市教育委員会としても頑張りたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いします。 それでは、ただいまから2月の定例教育委員会を始めさせていただきます。
教 育 長:	第44号議案 第44号議案「令和7年度定期人事異動内申について」、事務局お願いします。
	〈非公開〉
教 育 長:	では、第44号議案「令和7年度定期人事異動内申について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	通信及び請願
教 育 長:	通信及び請願はありますか。
事 務 局:	ありません。

協議・連絡	
教 育 長：	協議・連絡に移ります。 「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局お願いします。
大黒課長：	令和7年1月8日から2月3日の期間に犬山市教育委員会の後援名義使用を承認した事業は計6件で、全て継続事業です。3月から6月にかけて実施される事業について、後援名義の使用を許可しました。
教 育 長：	ご意見ご質問ありますか。 よろしいでしょうか。では次へ行きます。 「3月・4月行事予定表について」、事務局お願いします。
黒木 指導主事：	令和6年度もいよいよ終わりを迎えて、令和7年度の4月が始まる頃になってきました。各学校でも今年度の締めくくりをしている頃だと思います。 3月ですが、中学校は3年生が6日修了式で翌日7日卒業式、小学校は6年生が18日修了式で翌19日が卒業式となっています。それ以外の子どもたちは24日が小中学校の修了式、子ども未来園・幼稚園は卒園式となっています。春休みは今年度ちょっと長めで4月7日までとなっています。 4月ですが、8日が小学校の入学式、翌日9日が小学校は始業式で中学校は入学式と始業式となっています。21日に小学校では授業参観やPTA総会が、一部の学校につきましては22日か26日に計画されています。中学校は24日にPTA総会、授業参観が計画されています。 我々教職員につきましては、3月31日が退職辞令伝達式、4月1日が辞令伝達式ということで、職員が入れ変わります。また子どもたちのために頑張って参りたいと思います。 最後に定例教につきましては3月17日、4月21日に予定していますので、よろしくお願いいたします。
教 育 長：	何かお尋ねになりたいことはありますか。小中学校の卒業式、定例教育委員会、それぞれご出席をお願いしておりますので、いろいろお世話をかけますがお願いいたします。 では次に「令和6年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について」、事務局お願いします。
西村課長：	生活保護世帯や生活保護に準じる家庭に対する就学援助の状況です。6世帯9名の申請があり、2月12日に5世帯8名が認定されています。小学生が5名、中学生が3名で、8名のうち3名が外国籍です。
教 育 長：	要保護・準要保護については6世帯9名の申請がありましたが、5世帯8名の認定に至ったと。新入学準備金等については、認定が21世帯21名、不認定が6世帯6名あったということです。新入学準備金は、小学校1年生、中学校1年生については、年度の始めにお金がたくさんかかるからということで、来年度の準備をするため前年に支給をするものです。よろしいですか。

	では次に「令和7年度年間計画について」、事務局お願いします。
黒木 指導主事:	市内14の小中学校の主な行事予定を、2月12日現在でまとめたものです。4月の動きにつきましては、先ほどお話をいただいたとおりです。今年度は4月15日に小中学校同時に給食が始まる予定です。先日定例教でもお認めいただきました夏休み前の授業終了が7月15日で、16日から夏期休業に入ります。夏休みを挟み9月1日から授業が開始されます。犬山市は2学期制ですので10月10日が前期終業式、3連休を挟んで14日が後期始業式になっています。11月21日は「県民の日学校ホリデー」ということで、県内市町の多くの学校が休業になります。12月23日は冬休み前の授業終了最終日となっています。冬季休業に入り、1月7日から授業が再開されます。1月末から中学校では入試が始まります。3月6日が中学校の卒業式、小学校は19日、そして修了式が24日となっていますので、よろしくお願いいたします。
教 育 長:	何かお尋ねになりたいことはありますか。あくまでも現時点での予定ですので、今後変更があるようでしたら、その時にはお伝えしたいと思います。また、定例教では2か月分の行事予定をお示ししますので、そこでもお伝えができると思いますのでよろしくお願いいたします。 では次に「犬山の教育施策2025 学びの学校づくり」について、事務局お願いします。
鈴木主幹:	『犬山の教育施策2025 学びの学校づくり』は、犬山の学びの様子をお伝えしている冊子です。5-1と5-2、2種類あります。大幅に変わったところはありませんが、少し改定しています。 <5-1> ・3頁(6)ア 教育環境の整備 犬山南小学校に続いて、城東中学校の改築・大規模改修事業を進めるということになっています。 ・4頁 2(3)エ 研究活動 城東小学校が3年の委嘱を受けて来年度発表になり、今度は引き続き犬山南小学校に研究が入るということで記載されています。 ・6頁 5(1)オ 講師派遣事業 「人権」・「生命尊重」に関する講演は、ローテーションで回っています。松平実胤先生にご講演いただいているもので、楽田小学校と南部中学校が来年度の対象です。 ・7頁(3)ア 人権啓発講演会 今井小学校、栗栖小学校、羽黒小学校、楽田小学校が来年度の対象です。 ・7頁(3)イ 平和学習 栗栖小学校、池野小学校が来年度の対象です。

	・ 8 頁 6 (2) イ 地域の宝に学ぶ からくり体験で今井小学校、東小学校が来年度の対象です。 ・ 9 頁 (2) ア 中学校運動部活動の地域展開 令和 8 年 9 月から休日の部活動を地域で展開できるよう、段階的に地域への移行を進めているということを記載しています。 ・ 11 頁 市内小中学校の学校公開日 授業参観、運動会、体育祭、文化祭、学習発表会等の公開日ということで、保護者に対して来校いただけるように案内する日程です。 5 - 2 は 5 - 1 の概要版ということで、簡単にまとめたものです。こちらに関しては、最後のページに休日部活動の地域展開について記載し、教育環境の整備に関して、犬山南小学校に続いて城東中学校を進めるというところが変更となっています。
堀 委 員:	9 頁に「8 安心・安全に努めます」ということで、「(1) 子育て支援の促進、児童虐待の防止」とあります。ついこの間、児童虐待であれだけ大きなことが起きて、これだけの記述でいいのかと少し思いました。今度からこういうことにならないように、いろんな会議もやっています。だったら、ここにしっかりした案があった方がいいのではないかと思います。
教 育 長:	実際には市がマニュアルを作っていますよね。だからマニュアルに基づいたところで適切に対応していくということでもいいから、もう少し増やした方がいいというご意見だと思います。ここはもう少しボリュームを持たせてください。
鈴木主幹:	検討させていただきます。
吉野委員:	8 頁の 6 「(2) イ 地域の宝 (人・自然・文化・歴史・伝統産業) に学ぶ」と、5 頁の 3 「(5) 学校運営協議会 (コミュニティスクール) の実施」に地域組織との連携について書かれていますが、かぶる部分があるのか全く別な話なのか教えていただきたいと思います。あと、地域学校協働活動が推進される中、何かもうちょっとそれを書いてもいいのではないかと思います。
鈴木主幹:	6 (2) イに関しては、それぞれの地区に色々な知識を持った方がいらっしゃるので、そういう方々から学ぶということです。主に「犬山市」と捉えたとき、からくり体験はぜひ犬山の子どもたちに学ばせたいということで進めています。こちらが、学校運営協議会のところと全くリンクをしていないわけではありませんので、当然地域の方々の力を借りながら色々な方々から学んでいただくというように捉えています。 学校運営協議会に関しては本年度より本格的に実施していますので、実施状況等を踏まえ、記載できる内容を膨らませていきたいと思っています。
木澤委員:	11 頁の市内小中学校の学校公開日ですが、地域へはどのような形で

	情報を流していただいていますか。
鈴木主幹：	主にそれぞれの学校のホームページで、年間行事予定が２月、３月頃に出されています。特に保護者に関しては、行事等で休みを取るために早く知らせたいとか、子どもたちの習い事等の話がありますので、いずれにしてもホームページ、保護者へはt e t o r u配信という形で、年間の予定をお伝えする予定になっています。
教 育 長：	P T A総会か何かで配りませんか。それぞれの学校が「学びの学校づくり」を基にして、それぞれの学校の「学びの学校づくり」を作りますが、「学びの学校づくり」と学校で作ったものとを併せて配る学校もあれば、「学びの学校づくり」しか配っていない学校もあるのかな。
鈴木主幹：	確認させていただきます。
渡邊委員：	中学校のホームページには「学びの学校づくり」が載っています。
教 育 長：	多分印刷して配るのも大変ですから、ホームページを開いて載っていればそれを見ていただけるので。ただ学校公開日については、多分学校も、先生が自分の学校だけじゃなく他の学校の授業を見に行くということがあってもいいので、皆さんにお伝えできる方法を、できる限り多く模索していきたいと思います。
木澤委員：	学校の案内を回覧してくださる地区もあります。ホームページはなかなか見る機会も少ないので、地域のことを伝えたいということであれば、もう少し何か方法があってもいいのではないかと思います。
教 育 長：	それぞれの学校で工夫をしていただき、少しでも広く家庭・地域にこういった機会があることをお伝えして、学校に足を運んでいただけるような機会をぜひ増やしていけるような努力をしていただくようにはお伝えしたいと思います。
小倉委員：	３頁の「（４）事務の共同実施」について、事務の職員さんが複数校兼務することで教員の業務を軽減できるとありますが、どのように軽減できるんですか。
鈴木主幹：	事務の仕事というのは専門的な仕事なので、例えば今やっていることだと、学年会計等の監査を事務さんたちが担ったりしているのが、直接先生たちの負担を減らすというところになると思います。共同実施をやることによって、書類がきちんと整っているか等、市内の多くの目で見て確認されています。あとは行事等でちょっと人手が足りない時、学校からの要請があれば助けに行ったりしています。定期的に共同実施をやっていますので、基本的には書類関係の確認です。
教 育 長：	それぞれの学校に１名ずつ事務職員は配置されていますが、この学校はこの事務職員だけでということではなく、犬山市を北部地域と南部地域に分けて、各地域の事務職員さん皆で力を合わせてやろうねというのが基本です。ちょっと語弊があるけれど、本来事務職員の主な業務は先生方の給料を無事に渡すこと。それ以外は本当は事務職員の仕事じゃないと言ってもいいぐらいですが、事務さんたちはもっといろんな教育

	活動に関わりたいから、これもやらせてください、あれもやらせてくださいと言っているので、学校によっては非常に助かっています。中には、部活動の指導までしていただいた方もいらっしゃいます。
小倉委員：	「教員の」というのがここに出てきても、これは正しい表現になるんですね。
教 育 長：	そういうことです。事務職員さんたちのいろんな働きが、先生たちの仕事を軽減してくれているんだよという意味合いです。
小倉委員：	9 頁の 8 「（２）エ コミュニティバスの利用」について、「遠隔地・少人数などの条件に応じて、利用に関して相談を受けます。」とありますが、入っていて大丈夫かなとちょっと思いました。城東の四季の丘とか遠い子たちがバスを利用したいという相談があったら困らないのかなと。
鈴木主幹：	実際にはコミュニティバスを使って通学をしている子どもたちがいますので、相談を受けたら可能な限りできることで対応しています。
小倉委員：	栗栖や今井の子たちが中学校に行くとか入鹿池の奥の子たちが学校に来るとか、少人数のところは対応ができると思いますが、城東小学校や中学校に四季の丘とか、善師野台からいらっしゃる人たちが、どうしてバスで行けないのみたいな声が少し上がっているじゃないですか。それで相談受けますと書いて大丈夫かなと。
鈴木主幹：	そもそも、そこにバス路線が通っているかということもあります。例えば栗栖小学校から犬山中学校に朝一本通してもらうのも、かなりいろんな方々のご尽力により、ルート変更してもらうことで対応しているのが現状です。四季の丘の辺りだと車が渋滞しているので、わん丸君バスをその時間帯になかなか通せないというのがあります。そういう状況を見ないと、学校だけでの対応では致しかねますので、その辺りは市全体で話を進めていかなければいけないと思います。
教 育 長：	基本的には、通学でバスを利用していただいても構わないと考えています。ただ、現時点で四季の丘、もえぎが丘の子どもたちが全部と言ったらパンクしますが、例えば体調の都合でとてもじゃないけれど 1 時間歩くのが大変だったら、コミュニティバスを使って登校してもいいんだよという扱いです。だから、希望される方は相談に乗りますよと。今でも、城東小等は登下校は親の送り迎えを OK にしています。西小もそうですし学校によってはそうです。誰でも彼でも通学班でじゃなくて、あくまであれは安全な登下校のためですから。保護者が責任を持って学校に送り迎えするなら、車で行っていただいても構わないです。
野副委員：	10 頁「（３）カ ハラスメント相談窓口および相談箱の設置」について、相談箱を設置して「校内の相談体制を内外に示し」と書いてありますが、具体的にどんな相談体制で今までどれくらい相談の件数があるのか、内容等、状況を教えていただきたいと思います。
教 育 長：	中学校で男性の先生が男子生徒にということがありまして、同じよう

	な経験がないか全校全ての児童生徒を対象にアンケートを実施しました。なかなかこういうことは先生にも話しにくいからということで、多分校長室の近くにですが、今でも相談箱をどの学校も設置しています。子どもたちは単にハラスメントだけでなく、単純に悩み事を書いて入れたりしています。
鈴木主幹：	相談箱は、校長室の辺りに置かせていただいています。あくまでも校長先生しか見られないということが条件になっていますので、担任の先生等に話ができないことを何でもそこに入れていいよというような趣旨で設置されています。実際には校長先生にお話しに行きたいというよりも、校長先生ありがとうというメッセージのようなものから、本当に実際にちょっと困っているというような内容も入ったりしています。件数は学校によってかなり開きがありますが、多いところでは半年で50件ぐらい入っていたと。ただ軽微なものが多いという話でしたので、色々な形で活用はされています。ただやっぱりそういう小さなところから色々声を拾って、学校の中で他のところに繋げなければいけないと思います。
野副委員：	ハラスメントという言葉自体、まだ小中学生だとあまりピンとこないのでは思いましたが、相談箱というのはハラスメントでなくても何でもありだよという形で活用しているということですね。わかりました。
教 育 長：	他はどうでしょうか。よろしいですか。 たくさんご意見をいただきましたので、参考にできるところはして、ぜひ手直しをしていただきたい。5 - 2は概要版なので、こちらも多少手を加えるということだけご了解いただきたいと思います。 では次に「議会の議決を経るべき事件について」、事務局お願いします。
	<非公開>
吉野委員：	直接この内容に関わることはありませんが、先月も教育支援センターの需要が増えて手狭になってきているという話があったと思います。教育支援センターは、他市だと民間施設の活用もしていると聞いたことがあります。犬山市は民間施設が認定して出欠扱いしていくみたいな、そういう流れはないのでしょうか。
山田 統括主査：	今、吉野委員が言われたようなケースは、市内の小中学校でも数件見られます。それらについて、全て一括して出席を認めているということはありませんが、ここでの学びの様子や出欠の状況を学校ときちっとやりとりができて、学校長としてその居場所での活動を評価できる、出席とみなしてもよいという判断があるところについては、出席扱いをしているケースも中にはあります。
吉野委員：	その場合、何かガイドラインというか、こういうのだったら認定しますみたいな、規則みたいなものはありますか。
教 育 長	文部科学省がこういったケースについては出席扱いをしてやってく

	ださいというような、ガイドラインを出しています。あくまでもそれは一つの目安で、それに従って出席の扱いをするかどうかは最終的には校長が判断をすることになります。 他どうですか。特にないようですので次にいきます。 「市民文化会館・南部公民館改修工事による休館のお知らせ」について、事務局お願いします。
大黒課長：	市民文化会館と南部公民館は開館から40年以上経過し、舞台設備や電気設備が老朽化しているため、改修工事に入ります。文化会館の大ホールは1年後の令和8年3月から6月まで、この後、時期をずらして南部公民館の講堂は7月から9月まで3か月程度休館とさせていただきます。全館電気を止めなければいけない等の時は閉めますが、展示室・会議室等は長期休館の予定はありません。主な改修内容は、市民の方に直結するところでは大ホールのトイレです。令和式のものがありますが、リニューアルしていきたいと考えています。
教 育 長：	ご意見ご質問ありますか。よろしいでしょうか。 続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。
	「いじめ防止に向けて」 報告事案及びこれまでの継続事案のその後について説明後、以下の意見があった。 ・加害者の子は何らか原因があるだろうと思うので、学校もそのあたりを理解してやりながら、上手に指導するようにお話いただきたい。 ・学校外で起きたいじめについて、家庭同士で話をするとと言われても、保護者に任せきりでどうなったかわからないではいけない。今後加害者の子を指導する場合に、経緯を踏まえた上で指導するか否かで指導内容が変わってくると思う。 ・狭い地域で「悪い子」と決めつけられてしまうと、加害者の子は学校に行きづらくなるのではないか。その子の良い所を伝えてあげたり、「いい」「悪い」が分かっているいないならば、先生が介入して低学年のうちにきちんと整理してあげないと、6年間学校に通うのは辛いのではないか。 ・本来だったら子ども同士で解決できたことが、だんだん親同士の話になってしまっている。狭い地域で起きたことだと、親も子も、これからの成長の全てに関わることになるので気になる。 ・いじめが保護者同士のトラブルに発展してしまうケースがある。やはり早期発見、早期対応が大切だ。
	自 由 討 議
教 育 長：	自由討議に移ります。発言ありませんか。
事 務 局：	ありません。
	そ の 他

教 育 長:	何かありますか。事務局お願いします。
加藤課長:	犬山市文化史料館南館のネーミングライツパートナーの契約のことについて報告させていただきます。 令和2年の南館スタートの時、5年間、ネーミングライツパートナーを今仙電機製作所をお願いしました。今月28日で契約が切れることに伴い新しく審査基準と募集要項を定め、契約者の今仙電機製作所に確認したところ、引き続きネーミングライツパートナーの希望がありました。現在の契約の特約で、希望があれば優先交渉権者として交渉に入れることになりましたので、交渉した結果、現在の契約金額の1割アップの年額税込み36万3000円で契約するに至りました。愛称は引き続き「IMASEN犬山からくりミュージアム玉屋庄兵衛工房」です。3月1日から令和12年2月28日までの5年間、パートナーとして一緒にやっていくことになっています。
教 育 長:	閉 会 これもちまして、2月定例教育委員会を終了（11：37）させていただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 3月17日（月） 10時 401会議室